

宅地災害復旧関連事業

平成 23 年 5 月 28 日
仙 台 市

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

事業主体 市町村

事業内容 「災害対策基本法」の地域防災計画に危険箇所として登載され、又は登録されることが確実であるがけ地のうち、その年に発生した激甚災害に伴い崩壊等が発生し、放置すると人家 2 戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所を実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事

要件

- ・ 傾斜度 30% 以上のがけ地で高さが 5 m 以上であること
- ・ 人家 2 戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
- ・ 1 ヲ所の事業費が 600 万円以上のもの

補助率 国 1 / 2

本事業については、がけ地や擁壁の対策工に係る費用の一部について、宅地所有者における受益者負担が発生する場合があります。
また、宅地所有者の宅地の被害については、個人負担となります。

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

事業主体 都道府県

事業内容 当該年発生 of 風水害、震災等により急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、緊急的に実施する急傾斜地崩壊防止工事

要件

- ・ 急傾斜地の高さが 10m 以上であること（人家等に実際に被害があったものは 5 m）
- ・ 移転適地がないこと
- ・ 人家おおむね 5 戸以上あるもの
- ・ 事業費が 1,500 万円以上のもの

補助率 国 1 / 2

本事業については、がけ地や擁壁の対策工に係る費用の一部について、宅地所有者における受益者負担が発生する場合があります。
また、宅地所有者の宅地の被害については、個人負担となります。

大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

事業主体 宅地所有者又は地方公共団体（都道府県、市町村など）

事業内容 大地震時等に滑動崩落する危険性が特に高い一定の要件を満たす大規模盛土造成地について、滑動崩落防止工事が行われる場合、工事に要する費用の一部を補助

要件

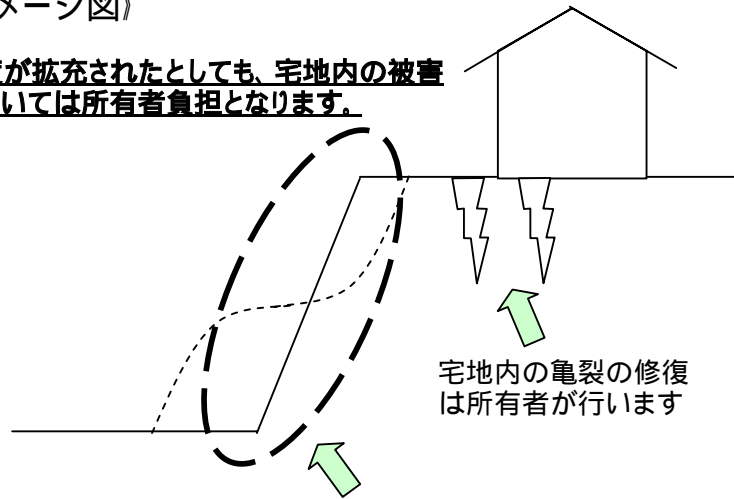
- ・ 宅地防災区域に指定されていること、又は宅地造成工事規制区域内で勧告がなされている区域
- ・ 盛土部分の面積が 3,000 m² 以上であること
- ・ 盛土上に家屋が 10 戸以上あるもの
- ・ 公共施設（道路、河川、鉄道など）に被害が発生するおそれのあるもの

補助率 国 1 / 4

本事業については、がけ地や擁壁の対策工に係る費用の一部について、宅地所有者における受益者負担が発生しています。
また、宅地所有者の宅地の被害については、個人負担となります。

《イメージ図》

制度が拡充されたとしても、宅地内の被害については所有者負担となります。



がけ崩れや地すべりについては、市が行う場合も所有者の負担が発生する場合があります

小規模住宅地区改良事業

事業主体 地方公共団体

事業内容 不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施

要件

- ・不良住居戸数 15 戸以上であること
- ・不良住宅率 50% 以上であること

補助率 国（事業主体に対する以下の経費に対する補助）

- 不良住宅買収除却：1/2
- 一時収容施設設置費：1/3
- 公共施設・地区施設の整備：1/2
- 改良住宅（賃貸）の建設：2/3
- 用地取得造成：1/2
- 分譲改良住宅の共同施設整備：1/3
- 定期借地権付き（分譲）改良住宅の敷地整備：1/2

住宅地区改良事業

事業主体 市町村又は都道府県

事業内容 不良住宅が密集し、保安衛生等に関して危険又は有害な状況にある地区において、環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進

要件

- ・面積 0.15ha 以上であること
- ・不良住居戸数 50 戸以上であること
- ・不良住宅率 80% 以上であること
- ・住宅戸数密度 80 戸/ha 以上であること

補助率 国（事業主体に対する以下の経費に対する補助）

- 不良住宅買収除却：1/2
- 一時収容施設設置費：1/2
- 公共施設・地区施設の整備：2/3
- 改良住宅（賃貸）の建設：2/3
- 用地取得造成：2/3
- 分譲改良住宅の共同施設整備：1/3
- 定期借地権付き（分譲）改良住宅の敷地整備：2/3